

令和4年度 建設業講習会

項目	ページ
建設業許可関係資料	1～5
経営事項審査関係資料	6～15
労働安全衛生法令遵守関係資料	別途配布
インボイス制度関係資料	別途配布
建設業法令遵守関係資料	別途配布

令和4年10月

愛知県都市・交通局
都市基盤部都市総務課
建設業・不動産業室

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>

○建設業許可関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課

建設業・不動産業室 建設業第二グループ

電話 052-954-6503

○経営事項審査関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課

建設業・不動産業室 建設業第一グループ

電話 052-954-6502

○労働安全衛生法令遵守関係資料に関するお問い合わせ先

…愛知労働局労働基準部 安全課

電話 052-972-0255

○インボイス制度関係資料に関するお問い合わせ先

…名古屋国税局課税第二部 消費税課

電話 052-951-3511

○建設業法令遵守関係資料に関するお問い合わせ先

…国土交通省中部地方整備局建政部 建設産業課

電話 052-953-8572

建設業許可について

愛知県都市・交通局 都市基盤部
都市総務課 建設業・不動産業室
令和4年10月

建設業許可の更新について

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から**5年間**です。

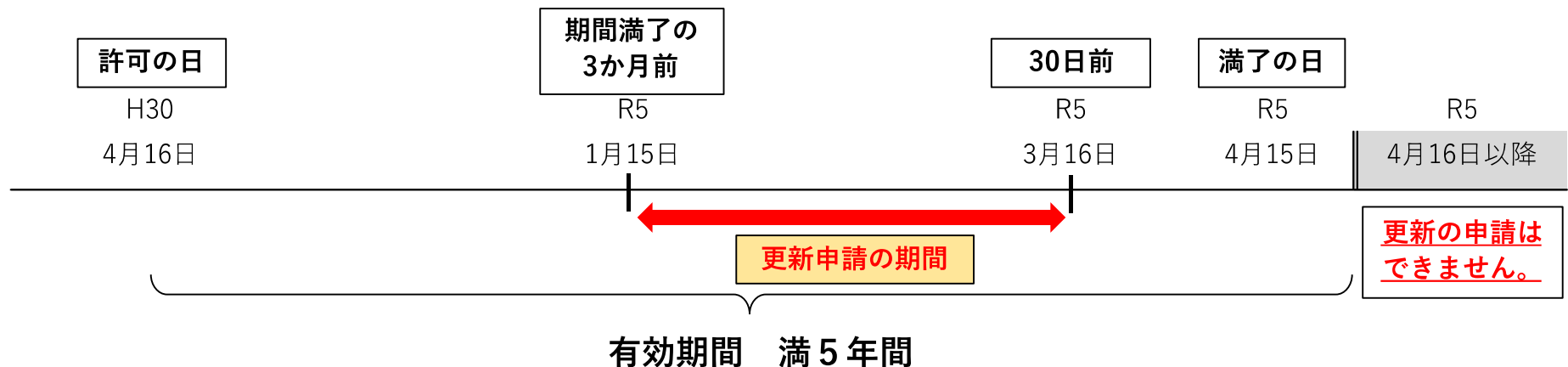
(例) 平成30年4月16日に許可を受けた場合

→令和5年4月15日が有効期間の満了日

引き続き許可が必要な場合、有効期間満了の3か月前から30日前までに許可の更新手続きをする必要があります。

満了日が閉庁日であっても、その日をもって満了します。

この間、毎事業年度の決算終了後には事業年度終了届出書、その他許可の申請事項の内容に変更が生じた時には、変更届出書等を期限内に提出してください。



◎許可を受けたあとの届出等一覧

変更事項	提出期限
経營業務の管理責任者等、専任技術者の変更	事実発生後 <u>2週間</u> 以内
令第3条に規定する使用人の変更	
健康保険等の加入状況の変更	
欠格要件に該当したときなど	
商号又は名称の変更	事実発生後 <u>30日</u> 以内
営業所の名称・所在地又は業種の変更	
営業所の新設・廃止	
資本金額の変更	
役員等の就退任、追加、削除、常勤・非常勤、氏名の変更、代表者の変更	
個人事業主の氏名や支配人の変更	毎事業年度終了後 <u>4か月</u> 以内
毎事業年度（決算期）が終了したとき	
建設業を廃業したとき	廃業事由発生から <u>30日</u> 以内

◎上記は代表的な変更事項を挙げたものです。これら以外にも変更の手続が必要な場合があります。

◎必要書類等については、「建設業法による変更届等の手引」をご覧ください。

◎手引、様式の入手方法については、8ページをご覧ください。

提出に際しての注意点

- ・更新等の申請の前には、必要な変更届や事業年度終了届を提出していなければなりません。
- ・提出書類は、正本と副本が各1部ずつ必要です。
法定様式以外の登記事項証明書、身元証明書等については、副本分は写しを添付してください。
- ・申請書類等への押印は不要です
- ・役員等の変更届と更新の申請を同時に提出する場合には、それぞれに証明書（原本）の添付が必要です。
- ・適正な経営体制（経營業務の管理責任者等の要件）のイ該当（2）及び（3）、ロ該当については提出前に必ず事前相談してください。

適正な経営体制（経營業務の管理責任者等の要件）について

○経營業務の管理責任者等の要件について

イ 常勤役員等（法人の役員、個人事業主、個人事業主の支配人等）で以下のいずれかに該当する者を置く

(1) 建設業に関して5年以上役員等の経験がある。



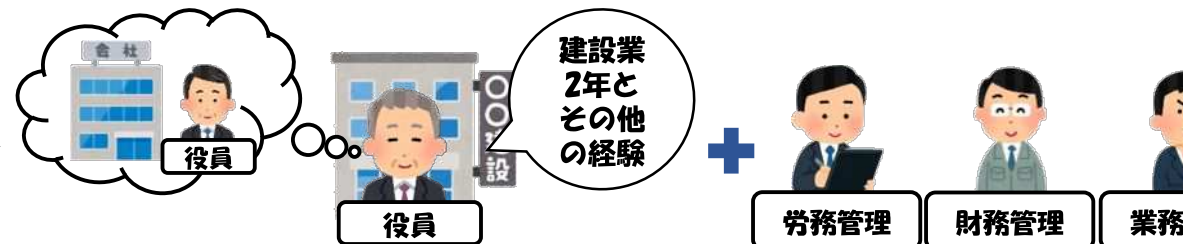
(2) 建設業に関して5年以上役員等に準ずる地位（経營業務を執行する権限の委任を受けた執行役員等）の経験がある。



(3) 建設業に関して6年以上役員等に準ずる地位で、役員等を補佐する業務の経験がある。



ロ 建設業に関して2年以上役員等の経験があり、かつ5年以上の所定の役員等の経験がある常勤役員等と、財務管理、労務管理、業務運営の業務経験を有する者を、当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置く



適正な社会保険の加入について

令和2年10月1日に建設業法が改正され、『適切な社会保険に加入していること』が許可要件となりました。

令和2年10月1日以降受付分の申請については、更新を含め全ての申請について、適切な社会保険に加入していない場合は許可をすることができませんのでご注意ください。

所属する事業所		就労形態	社会保険		労働保険	
事業所の形態	常用労働者の数		医療保険（いずれかに加入）	年金保険	雇用保険 ※2	
法人	1人～	常用労働者	<ul style="list-style-type: none"> 協会けんぽ 健康保険組合 適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）※1 	厚生年金	雇用保険	
	-	役員等			-	
個人事業主	5人～	常用労働者		<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険 国民健康保険組合（建設国保等） 	国民年金	雇用保険
	1人～4人	常用労働者				雇用保険
	-	事業主、一人親方	-			

■：事業主に従業員を加入させる義務があるもの

※1 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入。（この場合は、協会けんぽに加入し直す必要はありません。）

※2 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かは問いません。

電子申請について

◎令和5年1月より、建設業許可申請に関する手続きについて、インターネットを通じた電子申請ができるようになります。

- ・電子申請を行う場合、申請手数料についても電子納付を行うことができるようになります。
- ・申請書の補正連絡については、電子申請システムを介して行うこととなります。
(内容によっては電話でご連絡したり、窓口までお越しいただく場合があります。)
- ・紙による申請書等の受付も継続します。
- ・電子申請システムの利用には、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要になります。
- ・詳細については、国土交通省のWebページもご参照ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html



窓口対応における新型コロナウイルス感染症対策について

◎令和2年4月より、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、窓口での受付対応を、以下のとおりとさせていただきます。

- ①窓口では、必要書類が整っているかのみ確認し、申請書・届出書をお預かりする。（仮受付）
- ②仮受付後、内容確認作業を行い、結果をお知らせ。※必要に応じ、電話・FAX等により補正指示。
- ③確認終了後、申請の場合は、窓口にて手数料（県証紙）を納めた後、本受付。届出の場合は、本受付の上、副本の返却（返信用封筒をご提出いただけましたら、そちらで副本を返送します）。

◎令和2年5月より、全ての申請・届出について、郵送及び投函による仮受付を開始しています。

◎いずれの方法による場合も、申請の際の証紙の貼付は、仮受付時ではなく、内容確認後、県から確認結果をお知らせした後になります。（先に貼って郵送することのないようご注意ください）

◎各種証明書類や確認書類が添付されないまま、提出される例が見受けられます。下記URLにて、必要書類のチェックリスト（「提出票」）を掲載していますので、必要書類が揃っているか事前にご確認の上、提出くださるようお願いいたします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>

各種手引および許可申請書類の入手方法について

愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>)



A screenshot of the Aichi Prefectural Government website. The browser address bar shows the URL: https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html. The page features a navigation menu at the top with options like '防災情報', '観光情報', and '申請者・就業者の方向け'. The main content area has a blue header with the text '建設業・不動産業室～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～'. Below this, there is a section for '建設業許可様式ダウンロード' with a list of document types: 1. 建設業許可申請の手引き, 2. 新築・増築追加・更新などの申請書, 3. 決意を伝えることに提出していただく書類(専業年度終了届), 4. 変更届・廃業届, 5. 譲渡・譲受け・合併・分割・組織の認可申請書, 6. 建設業許可証明申請書, 7. その他の様式. There is also an 'お知らせ' (Notice) section at the bottom with information about application and amendment procedures as of April 20, 2022.

経営事項審査について

愛知県都市・交通局
都市基盤部 都市総務課
建設業・不動産業室
令和4年10月

経営事項審査とは

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が請けなければならない審査。

公共事業の発注者が作成する入札参加資格者名簿に記載を希望される方は、入札参加資格申請前までに経審を申請し、その結果通知書を受け取っていないなりません。

「経審」と省略して呼ばれることがあります。

○審査基準日

経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）

（その他）

新設法人・・・法人設立日

新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

※その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。

審査基準日

【多くの場合】

経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）

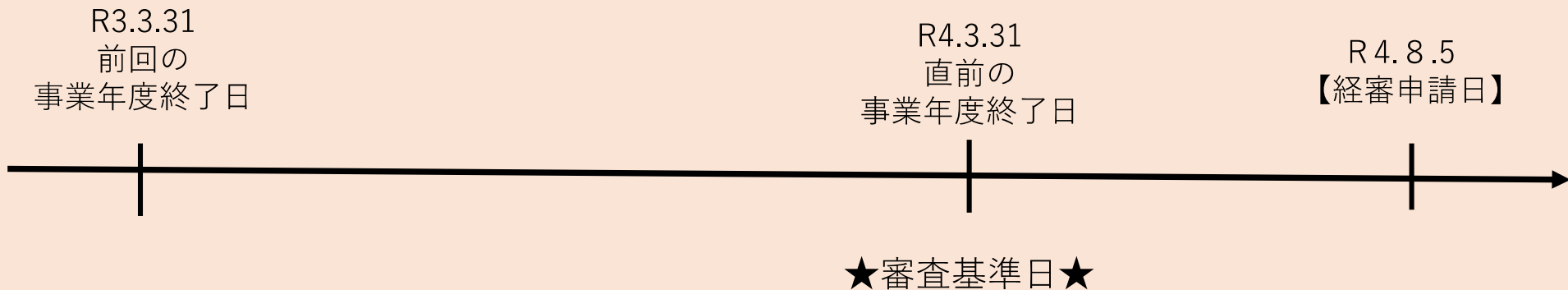
【その他】

新設法人・・・法人設立日

新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

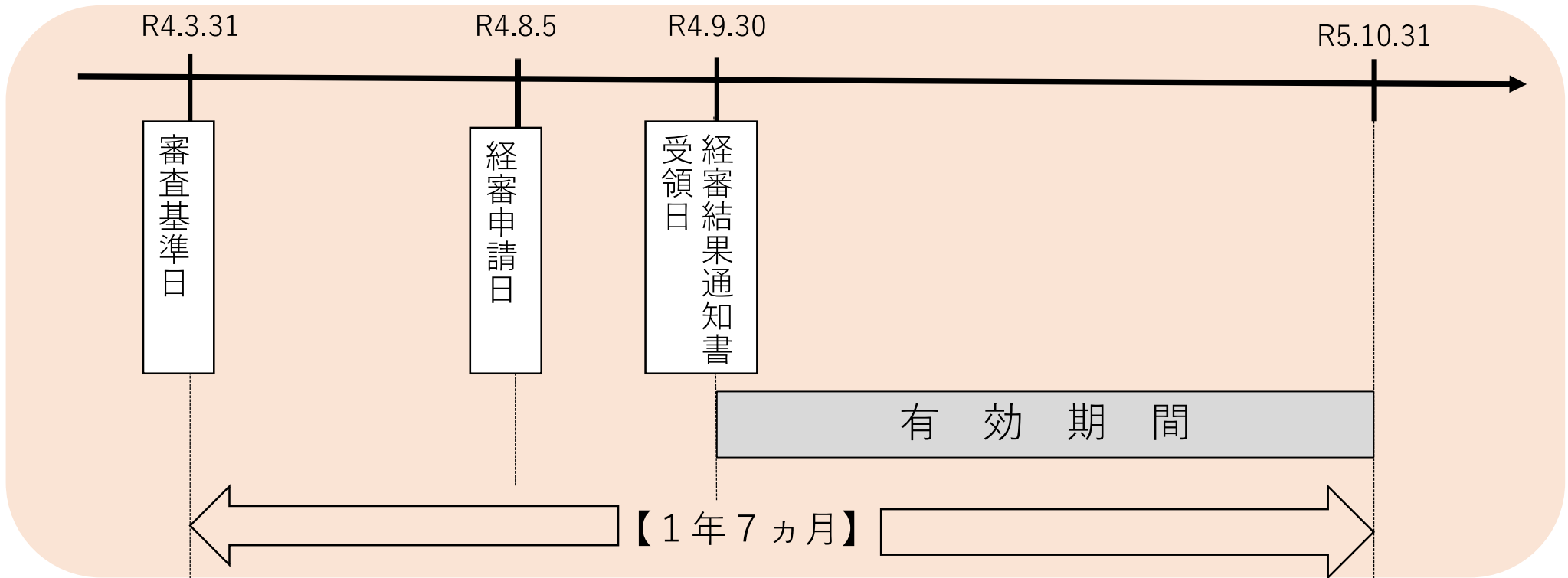
※その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。

3月31日が決算日の法人の場合



結果の有効期間

結果通知書の公布後、審査基準日から起算して1年7ヵ月後の日まで



(例)

審査基準日：令和4年3月31日 結果通知書受領日：令和4年9月30日

結果の有効期間：令和4年9月30日から令和5年10月31日まで

手続きの流れ・一般的な注意事項

■一般的な手続きの流れ

事業年度終了届提出後に翌月经審の予約

経審当日
(指定された日程)

経審を受付した翌月末に
結果通知書発送

■経審の受審方法

① 郵送等による受付について

- ・事前に管轄の事務所等へ申請書類、確認資料を郵送又は直接持ち込んでください。
(経審の予約票に記載されている提出期限必着)
- ・審査当日の来庁は不要です。
- ・補正等の連絡はFAXで行いますので、審査当日は申請についてわかる方が対応できるようにしてください。

② 対面審査について

- ・予約した日時に直接会場までお越しください。(書類の事前提出は不要です)
- ・マスクの着用・手指消毒等、感染症予防にご協力お願いいたします。

一般的な注意事項

受付後、原則として内容の訂正等はありません

申請書の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。申請前に再度内容をご確認ください。ただし、申請月の月末までであれば、当該申請を取り下げることができます。

経審を申請するには、経審申請時に許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の許可がなければなりません。（※許可の有効期限にもご注意ください。）審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時に許可のある業種であれば、経審申請することができます。

一審査基準日一申請（原則）

原則、一つの審査基準日につき、経審の申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度同一審査基準日について経審を申請することができます。

- 1) 業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合
- 2) 未申請業種について審査対象業種とする場合（完成工事高の移行をする場合を除く）

ただし、通知済みの前回申請業種の評点が変わるような内容の申請、前回申請時に完成工事高移行元だった業種についての再申請については認められません。

令和3年4月1日改正の主な変更点について

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W10）の新設

その他の審査項目（社会性等）（W）に、新たにW10として「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」の項目が追加され、継続的に知識及び技術又は、技能の向上に努めている技能・技術者を雇用している企業が評価されます。

具体的には、審査基準日以前1年間における技術者1人あたりが取得したCPD（Continuing Professional Development：技術者の継続教育）単位数や、審査基準日以前3年間において能力評価準により受けた評価の区分が上がった技能者数の割合に応じて加点されます。

工事種類別技術職員数（Z1）に係る改正

技術職員名簿の記載対象者として、「監理技術者補佐」（有資格区分005）が追加されます。令和3年4月1日以降の技術検定において、1級の第1次検定に合格した「一級技師補」であって、主技術者の要件を満たす方がこれに該当します。

※「主任技術者の要件を満たす方」とは、

●一級国家資格者 ●二級国家資格者 ●実務経験者 となります。

建設業の経理の状況（W5）の改正

建設業の経理に関する状況（W5）の評価要件に関して、以下のとおり改正されました。

【従前の評価対象者】

- ①公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者
- ②登録経理試験（一級又は二級）に合格した者



【改正後の評価対象者】

- ①公認会計士であって公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者
又は税理士であって所属税理士会が認定する研修を受講した者
- ②登録経理試験（一級又は二級）に合格し、合格した日の属する年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者
- ③登録経理講習（一級又は二級）を受講し、受講した日の属する年度の翌年度の開始日から5年を経過しない者
※経過措置として、平成28年度以前に登録経理試験（1級又は2級）に合格した者であっても、令和5年3月末の審査基準日までは、引き続き加算対象となります。
※経理処理の適正を確認できる者の要件についても、改正後の基準によります。

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況について

① C P D 認定団体について

C P D 認定団体	数値	C P D 認定団体	数値
(公社) 空気調和・衛生工学会	50	(公社) 日本建築士会連合会	12
(一財) 建設業振興基金	12	(公社) 日本造園学会	50
(一社) 建設コンサルタンツ協会	50	(公社) 日本都市計画学会	50
(一社) 交通工学研究会	50	(公社) 農業農村工学会	50
(公社) 地盤工学会	50	(一社) 日本建築士事務所協会連合会	12
(公社) 森林・自然環境技術者教育研究センター	20	(公社) 建築家協会	12
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50	(一社) 日本建設業連合会	12
(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	(一社) 日本建築学会	12
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	(一社) 建築設備技術者協会	12
(一社) 全日本建設技術協会	25	(一社) 電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	(一社) 日本設備設計事務所協会	12
(公社) 土木学会	50	(公財) 建築技術教育普及センター	12
(一社) 日本環境アセスメント協会	50	(一社) 日本建築構造技術者協会	12
(公社) 日本技士会	50		

・各技術者のCPD単位取得数算出方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{① C P D 認定団体に} \\ \text{取得を認定された単位数} \end{array} \right] \div \left[\begin{array}{l} \text{② C P D 認定団体毎に} \\ \text{表の右欄に掲げる数値} \end{array} \right] \times 30$$

※参考 公益社団法人空気調和・衛生工学会から35単位認定されている場合

$$35 \div 50 \times 30 = \underline{\underline{21単位}}$$

CPD単位取得数、技能レベル向上者数の評価対象となる 技術者、技能者について

① 評価の対象者

- ・ CPD単位取得数 → 「技術者」
- ・ 技能レベル向上者数 → 「技能者」
- ・ 【参考】技術力の評価（Z点）「工事種類別技術職員数」 → 「技術職員」

※それぞれ、対象になる範囲が異なるため、注意が必要です。

② 技術者、技能者等の具体的な判断方法について

・ 技術職員について

- 経審を受ける業種について、所定の資格や実務経験がある方。
(詳細は愛知県都市総務課建設業・不動産業室のWebページに掲載されている経営事項審査の手引きのP41に記載がありますので、ご確認ください。)

・ 技術者について

- ①建設業許可における、専任技術者になれる資格や実務経験を有すること
- ② 1級もしくは2級の技士補

①、②のいずれかに該当すれば技術者となります。

技術者については、経審を受審する業種の資格であるかは問いません。

経審を受けない業種の資格のみ持っている方についても、技術者となります。

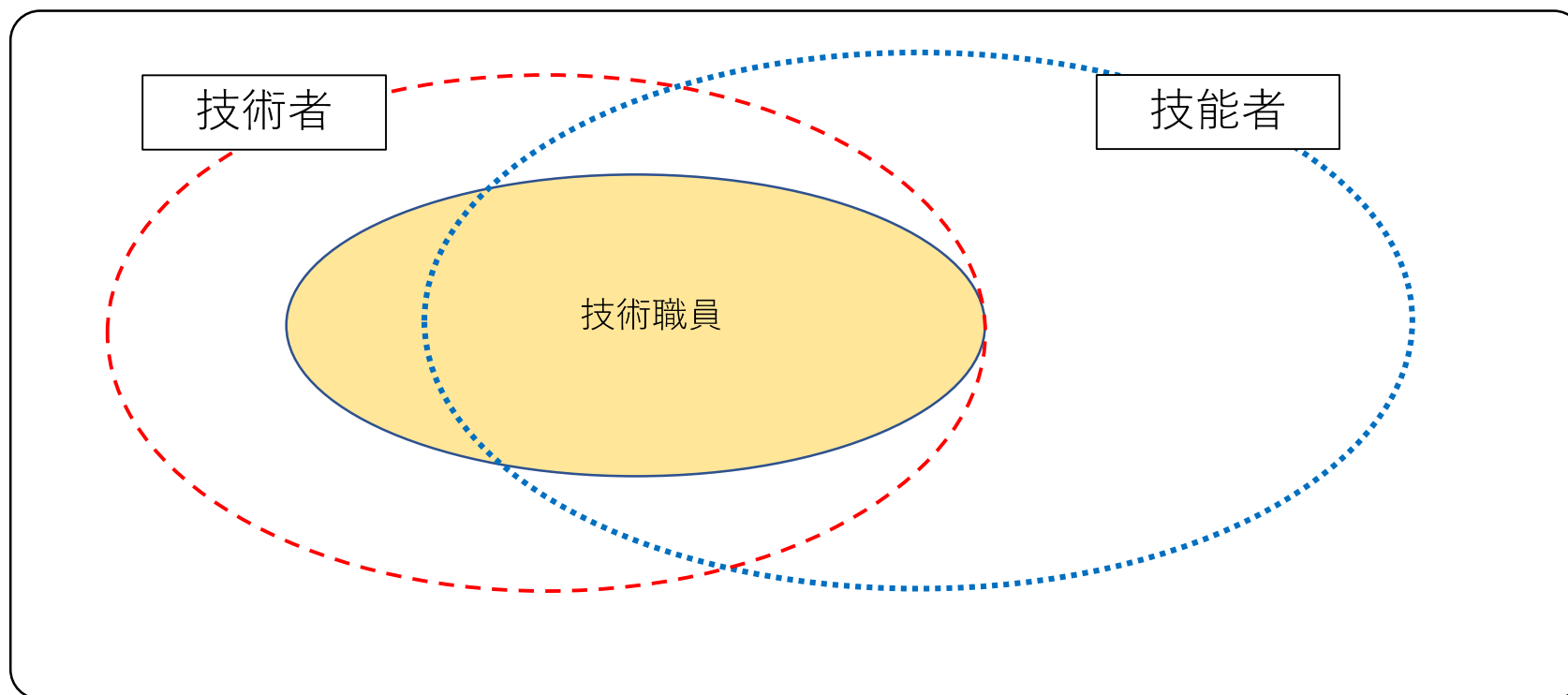
・技能者について

→施工体制台帳の作業員名簿に記載されており、施工管理のみに従事した者以外の方。

実際に施工体制台帳を作成した工事以外でも、仮に施工体制台帳を作成した場合に、作業員名簿に記載される方は技能者です。

言い換えると、現場で実際に作業に従事する方が技能者となります。
実務経験年数や資格の有無にかかわらず、現場に出ている方は技能者です。

③ 技術者、技能者等の関係性



②技能レベル向上者数について

・技能レベルとは

建設キャリアアップシステムに登録した技能者の方が、認定能力評価基準による評価を受けることによって付与されるもの。

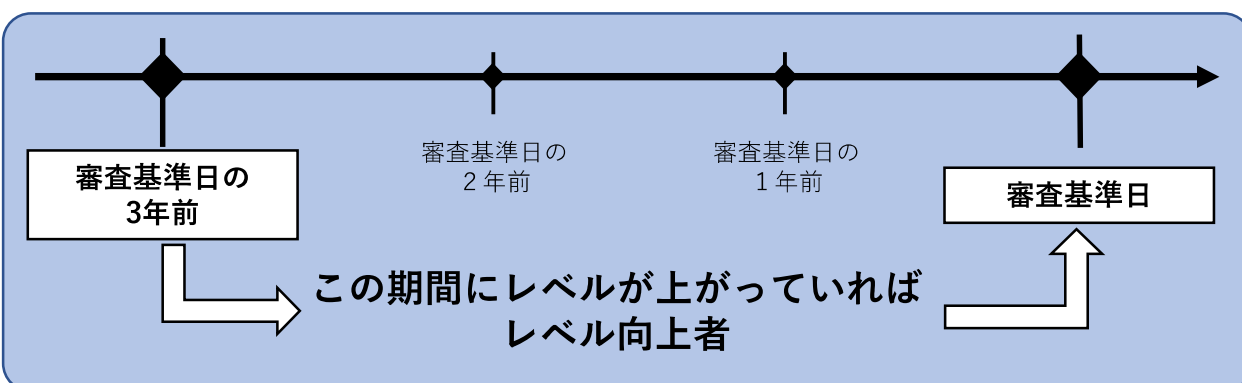
・どのような場合に技能レベル向上者になるか（図Ⅰ）

審査基準日の3年前と比較して、技能レベルが向上しているかで判断します。

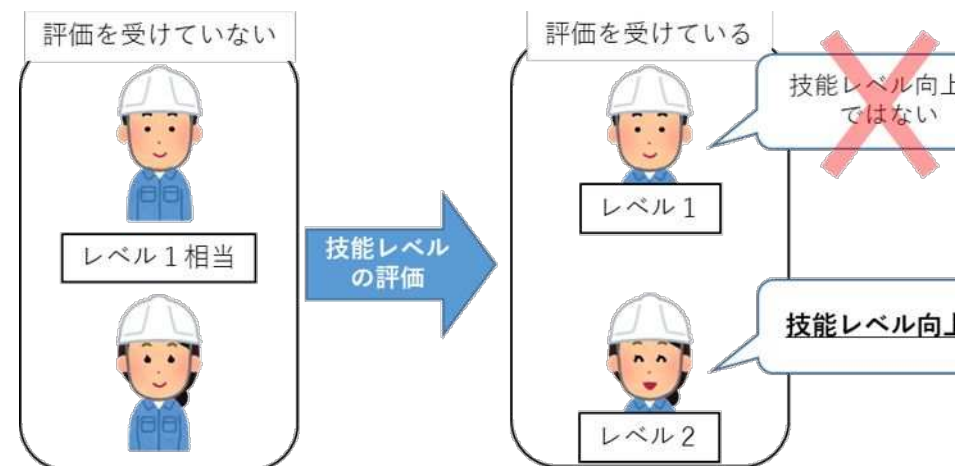
・技能レベル向上者の判断の注意点（図Ⅱ）

技能レベルの評価を受けていない方はレベル1として扱われます。

（図Ⅰ）



（図Ⅱ）



CPD単位取得数、技能レベル向上者数の記載方法

① 記載様式（抜粋）

・別紙3 その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況

雇用保険加入の有無	4	1	3	(1.有、2.無、3.適用除外)
健康保険加入の有無	4	2	3	(1.有、2.無、3.適用除外)
厚生年金保険加入の有無	4	3	3	(1.有、2.無、3.適用除外)
施設系退職金共済制度加入の有無	4	4	3	(1.有、2.無)
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	5	3	(1.有、2.無)
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	6	3	(1.有、2.無)

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

若年技術職員の継続的な育成及び確保	5	9	3	(1.該当、2.非該当)	技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
					(人)	(人)	(%)
新規若年技術職員の育成及び確保	6	0	3	(1.該当、2.非該当)	新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)	
					(人)	(%)	

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

CPD単位取得数	6	1	3	5	10	(単位)	技術者数	11	15	(人)			
技能レベル向上者数	6	2	3	5	(人)	技能者数	9	10	(人)	経歴対象者数	15	20	(人)

CPD単位取得数、技能レベル向上者数の記載方法

・別紙2 技術職員名簿

通番	性別	氏名	生年月日	認定 基準日 現在の 満年齢	技能 レベル		有資格 区分		講習 受講		監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
					1	2	3	4	5	6		
1			年 月 日		8	2						
2			年 月									
3			年 月									
4			年 月									
5			年 月									
6			年 月 日		8	2						
7			年 月 日		8	2						
8			年 月 日		8	2						
9			年 月 日		8	2						
10			年 月 日		8	2						

この欄に技術者ごとのCPD単位の計算結果を書きます

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

番	氏名	生年月日	CPD単位
1	半田 太郎	平成2年5月5日	10
2	海部 花子	昭和59年10月10日	10
3	一宮 次郎	平成3年4月1日	

別紙二 技術職員名簿に記載した方以外に、技術者の該当者がいれば記載します。
CPD単位の取得の有無に関わらず記載します。
(該当者がいなければ提出不要です。)
計算方法により、それぞれが取得した「CPD単位」を算出し、記載します。
本用紙に記載した単位数と別紙二 技術職員名簿に記載した単位数の合計を合算し、最後の行の合計欄に記載します。
この数字が項番 6 1 と一致するように記載します。

この欄には、「別紙 2 技術職員名簿」
に記載したCPD単位の合計を書きます

技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			20
職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			60
単位総計 (①+②)			80

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除
1	愛知 一郎	平成3年5月3日	令和2年12月25日	○	
2	一宮 次郎	平成3年4月1日	令和2年12月25日		
3	豊橋 三夫	昭和62年11月4日	—		
4	海部 花子	昭和59年10月10日	令和3年3月25日	○	

1 審査基準日において在籍する職員で、審査基準日以前3年のうちに建設工事に従事した者の内、施工管理のみをしてた者を除いた方を記載します。
2 認定能力評価基準による評価(以下、「技能者レベル」)を受けている者について審査基準日時点での最新の評価日を記載します。
技能者レベルの評価を受けていない者については「—」等を記載します。
3 審査基準日の3年前の日時点で受けている技能者レベルよりも、審査基準日においてレベルが上がっている方にはレベルの向上の有無欄に「○」を記載します。
4 最後の行にそれぞれの該当者の人数を記載します。この人数が「その他の審査項目」の様式の項番 6 2 と一致するように記載します。

合計		4 (人)		2 (人)	
----	--	-------	--	-------	--

令和4年8月15日改正の変更点について

工事種類別技術職員数（Z1）に係る改正

技術力（Z）の項目において、監理技術者の講習受講者を加点対象としていますが、加点可能な期が「講習修了日の属する年の翌年から5年間まで」となりました。

この改正は令和4（2022）年8月15日以降の申請に適用されます。

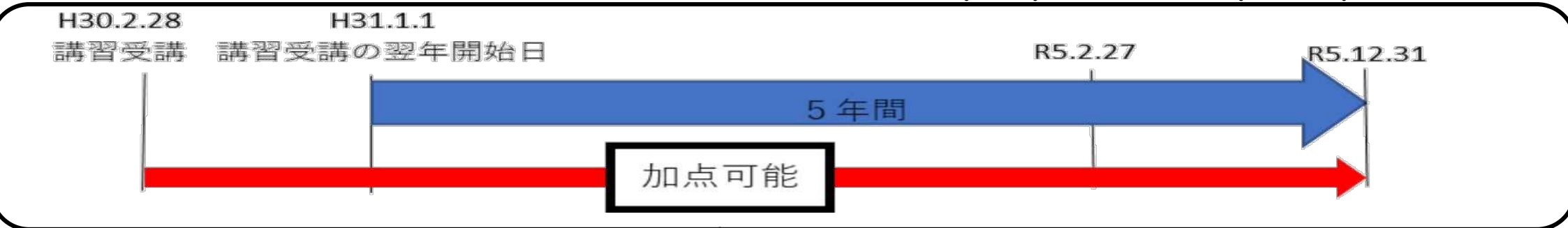
：平成30年2月28日に講習を受講した場合

改正前】 監理技術者講習受講から5年間加点可能→H30.2.28～R5.2.2



改正後】 監理技術者講習を受講した日の翌年の開始日から5年間まで加点可能

→H30.2.28～R5.12.31



特に注意していただきたい事項

① 審査基準日時点

経審においては「審査基準日」について評価をしていくことになります。

→「経審申請日時点」ではありませんので、注意が必要です。

「審査基準日時点」で記載すべき内容【誤りの多い項目】

【例】

- ・ 営業年数・・・審査基準日までの年数
- ・ 技術職員の年齢・・・審査基準日時点での年齢
- ・ 法定外労災、防災協定、ISO等・・・審査基準日時点での加入・登録の有無

② 持参資料等について

持参書類含め、原則全ての書類が揃っていないと受付ができません。

→経審を受ける日から逆算し、準備を進めてください。特に、確認資料を紛失した場合など、再発行等が必要になる可能性もあります。事前に再発行に係る期間等を確認してください。

特に注意していただきたい事項

③ 非建設工事の混入防止について

経審会場にて、工事経歴書に記載のある契約書等を確認したところ、完成工事高から除外すべきものが存在した場合、「兼業事業売上高」への移行が必要です。

→事業年度終了届の差替えも必要となります。

→事業年度終了届を出す時点で、内容の確認をしてください。

建設工事に該当しないと考えられるもの【例】

保守、点検修理、維持管理、消耗部品の交換、測量・地質調査、除土運搬
草刈り、樹木の剪定、清掃、人工出し、業務委託契約 等

* 契約書等の文言からは建設工事と判断するのは難しいが、実際の内容としては建設工事を請け負っている場合、経審当日に工事の内容の分かる仕様書、内訳書、工事台帳等の追加資料を持参することとしてください。

各種手引および許可申請書類の入手方法について

愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/dl-page-kyoka.html>)



A screenshot of a web browser displaying the Aichi Prefectural Government website. The page is titled "建設業許可様式ダウンロード" (Construction Permit Form Download). It features a navigation menu at the top with options like "防災情報" (Disaster Information), "観光情報" (Tourism Information), and "申請者・就業者の方向け" (For Applicants/Employees). The main content area includes a section for "建設業・不動産業室～建設業・宅地建物取引業・不動産鑑定業～" (Construction Industry/Real Estate Office ~ Construction Industry/Real Estate Sales/Real Estate Appraisal Industry ~) with details on office hours. A prominent blue button labeled "建設業許可様式ダウンロード" is visible. Below it, a list of document types for download is provided, including "建設業許可(手引き・様式)" and "建築申請書(手引き・様式)". A "ページャンプ" (Page Jump) section lists seven items, with the first being "建設業許可申請の手引き". An "お知らせ" (Notice) section at the bottom mentions a change in application methods starting from April 20, 2022, due to COVID-19 prevention measures, recommending PDF applications.